

児童生徒の増加に対応した教育環境整備の基本的な考え方
と当面の対応策について

平成 21 年 11 月

川崎市教育環境整備推進会議

目 次

I	児童生徒増加への対策の必要性	1
1	背景	
2	特徴	
3	課題	
II	対応策検討の基本的考え方	2
1	学区の現況調査・分析	
	(1) 各種人口統計の調査・分析	
	(2) 住宅開発情報の調査・分析	
	(3) 人口動向の予測、児童生徒数・学級数の推計の算出	
2	学校規模と教育環境の考え方	
	(1) これまでの適正規模・適正配置の取組	
	(2) 児童生徒増加への対応の基本的考え方	
3	具体的対応策	
	(1) 対応策検討のスキーム	
	(2) 計画的な学校施設の整備	
	(3) 通学区域の見直し	
	(4) 学校の分離新設	
III	当面の主な児童生徒増加地区の対応策	7
1	小田栄地区	
2	新川崎・鹿島田駅周辺地区	
3	小杉駅周辺地区	
4	子母口地区	
5	犬蔵地区	
6	万福寺地区	
7	その他地区	
IV	今後の取り組み	11
	資料	12

I 児童生徒増加への対策の必要性

1 背景

全国的に、少子化の進行や都市部への人口の流入などにより児童生徒が減少しており、学校の空洞化が問題となっている。本市においても、既存の住宅開発地域の一部において、少子化等の影響により児童生徒が減少し、学校の小規模化が進行したことから、平成 15 年来、小・中学校の適正規模・適正配置の取組を進めてきたところである。

その一方で、近年、工場跡地などの大規模な住宅開発等に伴い、20 歳代から 40 歳代のいわゆる「子育て世代」を中心に市外からの人口流入が続いており、児童生徒も増加傾向にある。こうした偏在する児童生徒の増加を背景として、一部の学校では教室不足が生じるなど教育環境への影響が懸念されており、良好な教育環境の確保に向けた取組が求められている。

2 特徴

近年の住宅開発は、従来のような戸建住宅や低層住宅を中心としたものとは異なり、工場跡地や鉄道駅周辺用地等において再開発事業、区画整理事業の施行に伴い高層マンションが建設されるなど、一定地域に限定された大規模な開発となっている。そのため、児童生徒数は従来のように全市万遍なく増加しているのではなく、増加している地域が限定的であり、しかもその増加の程度が急速かつ大幅なものになっている。また、供給される住居形態の大部分が子育て世代を対象としたファミリー型であるため、低年齢層の流入が多く、今後も継続的な増加が見込まれる。

本市における主な児童生徒の増加地区は、次のとおり整理できる。

- (1) 工場跡地等への大規模共同住宅建設
- (2) 区画整理事業や市街地再開発事業に伴う大規模な住宅開発
- (3) 従来からの増加地区

3 課題

学校や地域を単位とした対応は、各学校・各地域の状況が様々であるので、当該学校施設の状況や地域性などを十分に勘案していく必要がある。また、児童生徒増加への対策については、第一義的には、一時的余裕教室の転用や増築、仮設校舎対応などにより教室の確保を図っているが、校地の狭隘等により物理的に教室の確保が困難な学校も生じている。こうした場合には、通学区域の見直しを検討することとなるが、通学区域はコミュニティの単位であり、市民生活との関連も深いため、保護者や地域への十分な説明と理解を得ることが必要となる。通学区域の見直しにあたっては、通学区域の弾力化や変更等により学区の児童生徒数を調整するが、地域や沿線全体の学区の人口が増加している場合は、対応が困難な場合もある。

また、大規模共同住宅の開発を要因とした児童生徒の増加は、一般的に供用開始から 10 年程度続く傾向にあるため、対処療法とならぬよう中長期的な視点に立って、的確かつ計画的な対応を検討していく必要がある。

児童生徒の増加に対応するためには、周辺地域も含めて児童生徒の人口動向を把握し、将来にわたる推移をできるだけ的確に予測することが重要である。しかしながら、新たな住宅開発の事業計画は変更されることも多く、児童生徒数の推移の長期的な予測は容易ではないことから、開発事業者に対する事前調査の精度向上を図ること、過去の住宅開発状況を参考として大規模共同住宅の類型化を図り、長期的な人口動向を把握することなどの工夫が必要である。

II 対応策検討の基本的考え方

1 学区の現況調査・分析

人口の急増地域において、良好な教育環境を確保するための対応策を検討するにあたっては、学区の現況を確認しながら将来の人口動向を的確に捉え、児童生徒数・学級数のより正確な将来予測を立てることが必要である。的確に児童生徒数・学級数の傾向を把握することにより、具体的な対応策の検討が可能となってくる。

(1) 各種人口統計の調査・分析

町丁別・年齢別人口から学校別・学年別児童生徒数を把握する。また、世帯数に対する子どもの出現割合等の統計データを活用する。

(2) 住宅開発情報の調査・分析

関係局、開発事業者に対して入居状況及び開発情報を調査する。開発情報については、アセス方法書・準備書、ホームページ等、場合によっては現地調査によって確認し、随時情報を更新する。

(3) 児童生徒数・学級数の推計

毎年行っている5月1日現在における各学校の通学区域ごとの年齢別人口を基礎数値とし、転出入の傾向や周辺の住宅開発の状況等を考慮し、年次推移させながら将来の児童生徒数を予測する。学級数については、現行の小学校1学年を35人、その他の学年を40人の学級編制として推計する。

2 学校規模と教育環境の考え方

(1) これまでの適正規模・適正配置の取組

学校の小規模化と大規模化が同時に進む状況は、学校規模のアンバランスを生じさせ、教育環境の不均衡のほか、教育効果への影響も懸念されることから、本市においても、教育の機会均等と良好な教育環境の確保に向けて学校の適正規模・適正配置の取組が必要となった。

平成 15 年 8 月には「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的考え方」を策定し、児童生徒の教育環境、学校運営の面から、学校教育本来の機能が発揮される学校規模として、小学校、中学校とも普通学級数が 12 学級から 24 学級までを適正規模とし、ただし、一時的に児童生徒が増加している地域については、31 学級以上の過大規模とならない 30 学級までを許容学級とする考え方をまとめた。

また、平成 15 年 12 月には「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置へ向けての取組み」をまとめ、今後も小規模化が継続していく見込みの学校や 31 学級を上回る過大規模校及び今後、過大規模となる見込みの学校を適正規模化への検討が必要な対象校と位置づけるとともに、早急な対応を要する小規模校及び大規模校については、行政区を単位として検討委員会を設置して、地域の実情に即しながら「通学区域の見直し」や「学校統合」などの具体的な方策を検討・実施してきたところである。

(2) 児童生徒増加への対応の基本的考え方

小学校及び中学校は義務教育であることから、子どもたちの教育の機会均等を保障し、一定の教育水準を確保することは行政の責務である。そのため、適正規模・適正配置の基本的な考え方に基づき、児童生徒の増加する学校においては、教室不足等による教育環境の著しい低下を回避し、良好な教育環境の確保に向けて各種の取組を進めるものとする。

学校規模については、12～24 学級を適正規模、25～30 学級を許容範囲とするが、31 学級以上であっても学校施設の条件によっては許容する一方で、30 学級以下の学級でも学校施設の条件が整わない場合には、対応の検討・実施を行うものとする。

また、学校や地域によって立地、校地面積、人口動向、住宅開発などの状況が異なるので、それぞれの状況をよく調査分析し、画一的ではなく、学校や地域の状況に応じた弾力的な対応を図っていくものとする。

なお、本対策においては、児童数の増加に対する主な小学校の当面の対応策を基本とし、検討を進め、中学校における対応策は今後検討していくこととする。大規模な共同住宅の開発では、現在小学生である子どもよりも、これから小学生になる子ども、とくに 0～3 歳の乳幼児人口が多いという傾向が見られ

る。また、大規模な共同住宅への子育て世代の流入により、これから生まれてくる子どもの増加も見込まれる。そのため、小学校における児童の受け入れ体制を整備することが、喫緊の課題となっている。中学校においては、学校によって生徒数の増加は見られるものの、私立学校への進学等により増加の程度は小学校ほど急速かつ大幅なものとはなっていない。しかしながら、中長期的に生徒数の増加は見込まれるため、今後、生徒数の推移を注視しながら検討して行く。

3 具体的対応策について

(1) 対応策検討のスキーム

児童生徒の増加に対して具体的な対応策の検討を行うためには、検討の対象となる学校や地域の実情を十分に把握する必要がある。そのため、各種人口統計や住宅開発情報を調査・分析するとともに、こうした資料を参考によりの確な児童生徒数、学級数の将来予測を行うものとする。また、学校活動の状況についても、学校関係者にヒアリングを行うなどして十分に把握するものとする。

また、児童生徒増加への対策はまちづくりや福祉などとも関係が深いので、全庁的な検討組織を設置し、課題の困難度や緊急度、事業規模などその内容に応じて全庁的な視点から検討を進めるものとする。

(2) 計画的な学校施設の整備

① 一時的余裕教室・多目的教室等の普通教室への転用

児童生徒が増加して普通教室数に不足が生じると見込まれる場合、新たに普通教室を確保する必要があるが、他の用途に使用していた「一時的余裕教室」がある場合には、第一義的にこの余裕教室を普通教室へ転用するものとする。

また、予想以上に児童生徒が増加し、緊急に普通教室の確保が必要となった場合には、短期的な措置として、多目的教室等を普通教室に転用することも許容するものとする。

(注) 余裕教室・・・将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室（普通教室として使用されることのない教室）

(注) 一時的余裕教室・・・現在は普通教室として使用されていないが、今後の学級数の増加又は学年毎の学級数の変動等に対応するために保有している普通教室

② 校舎の増築等による教室等の確保

児童生徒の増加により学級数が著しく増加し、一時的余裕教室等の転用によっても将来にわたって必要な教室数の確保が困難と見込まれる場合には、校舎の増築等を検討するものとする。

また、校地が狭く校舎を増築するためのスペースが十分に確保できない場合や、児童生徒の増加が一時的であり、近い将来には減少に転じると見込まれる場合、校舎増築のための時間的余裕がない場合等においては、仮設校舎の設置によって必要な教室を必要な期間確保するものとする。

さらに、校地の狭隘な学校において、当該学校の隣地に校地拡張用地の確保が可能と見込まれる場合には、隣地の取得により校地拡張を図った上で増築等の可能性についても検討するものとする。

③ 改築または大規模改修工事にあわせた教室等の確保

本市では、校舎の安全性や快適性を確保するため、老朽化した校舎について改築または大規模改修工事を行っている。児童生徒の増加に伴って新たな教室整備が必要となった学校において、こうした校舎の改築または大規模改修が計画されている場合には、計画の立案にあたり必要な教育施設の整備について検討を行うものとする。また、当該学校の周辺に地域においても児童生徒の増加が見込まれる場合には、周辺地域における住宅の開発状況や今後の児童生徒数の動向も十分勘案しながら、計画的に教育環境の整備を進めるものとする。

(3) 通学区域の見直し

児童生徒増加への具体的な対応策については、計画的な学校施設の整備の検討と併せて、通学区域の状況を調査・検討し、学校の状況により新たな施設整備が困難な場合をはじめ、施設整備を行っても教室等の確保や狭隘化の解消が困難な場合や、隣接学校との学校規模のバランス等調整を行うことが望ましいと判断される場合には、教育環境を確保する手法として通学区域の変更や弾力化などの見直しを検討するものとする。

ただし、学校は、教育の場としてだけでなく、市民活動や防災の拠点などの面からも住民の生活や地域の活動と密接な関わりを持っており、通学区域はこうした地域活動を行う単位としての大きな役割を果たしているとともに、長い歴史のなかで地域に定着しているものである。そのため、頻繁に通学区域の見直しを行うことは地域への影響も大きく、好ましいことではないことから、通学区域の見直しについては、慎重かつ十分な検討を行うものとする。

こうした点を踏まえ結果として、通学区域の見直しを行うこととなった場

合には、地域と学校との関係に配慮し、保護者や地域関係者等の理解を得ながら検討を進めていくほか、児童生徒の通学距離や通学上の安全性についても十分に調査検討を行い、課題解決に向けて関係機関と連携しながら対策を講じていくものとする。

① 通学区域の変更

新たに開発される大規模共同住宅等については、当該住宅の規模や児童生徒の出現予測、隣接校も含めた学校の立地や規模等を勘案して就学先を検討する。とりわけ、新たに開発される住宅が隣接通学区域の境界付近にあるなど地域への影響が少ないと見込まれる場合には、通学区域の変更を積極的に検討するものとする。

通学区域を変更する場合には、居住者や住宅の購入者への影響を最小限とするため、変更する時期や変更までの周知期間については十分に配慮するものとする。また、変更後の通学距離については、国の基準（小学校4 Km、中学校6 Km）にかかわらず、低学年児童の体力や安全性を考慮した上で、徒歩で通学できる距離を原則とする。

② 通学区域の弾力化／指定変更可能地域の設定

児童生徒の増加が一時的である場合、地域の事情により通学区域の変更を行うことが望ましくない場合などにおいては、指定変更可能地域の設定を検討し、児童生徒の増加している学校から隣接する学校への就学を誘導して、学校の規模バランスの調整を図るものとする。

ただし、指定変更可能地域の設定についても、通学区域の変更と同様に保護者や地域関係者への影響が大きいため、慎重かつ十分な検討を行うものとする。

（４）学校の分離新設

学校施設の整備や通学区域の見直しによる各対策を講じても、教室不足や狭隘化の解消を図る見込みが得られず、学校の教育活動に長期間支障をきたすと考えられる場合には、学校の分離新設について検討するものとする。

また、過大規模校（31学級以上）に至っていなくとも、次のような条件から学校の分離新設が適切と考えられる場合には、学校の新設を総合的に検討するものとする。

- ・児童生徒一人あたりの校舎面積、運動場面積が著しく狭隘な場合。
- ・設置当初から保有教室数が少なく、かつ増築スペースが確保できない場合。
- ・分離新設による通学区域変更に併せ隣接校の大規模化の解消が図られる場合。

ただし、学校の分離新設は建設用地の確保などの課題が伴うことから、他の手法を含め全庁的に十分な検討及び調整を行うものとする。

Ⅲ 当面の主な児童生徒増加地区の対応策

前述した「具体的対応策」に基づく、当面の主な児童増加地区の状況と地区内の学校の対応策は以下のとおりである。各学校の対応策は、既に方向性を決定し、実施済または実施に向けて取り組んでいる対応策のほか、現在検討している対応策の方向性について示した。また、従来から検討してきた児童増加地区のほか、児童が増加している小学校区においても、これまで対応策を実施し、あるいは検討を行ってきており、「その他地区」として当面の対応策の方向性について示した。

今後も、各学校施設や地域状況に応じた的確な対応策が講じられるよう、検討を進めていく。

1 小田栄地区

(1) 現状

- 小田栄地区では、工場跡地への大規模な共同住宅の建設に伴い就学先である渡田小学校で児童が増加している。隣接地にも大規模な共同住宅の建設構想があり、さらに児童の増加が見込まれる。
- 渡田小学校敷地内にある田島養護学校小学部は、田島養護学校再編整備計画に伴い移転を予定しているため、同小学部跡地は渡田小学校の児童増加対策に活用できる。

(2) 対応策

- 渡田小学校
 - ・仮設校舎設置済（H21年度4教室増設）
 - ・増築等による施設整備を検討

2 新川崎・鹿島田駅周辺地区

(1) 現状

- 新川崎・鹿島田駅周辺地区では、大規模な共同住宅の建設や再開発事業などにより周辺小学校の児童が増加しており、今後も大規模な共同住宅の建設構想があることから、さらなる児童の増加が見込まれる。
- 新川崎F地区では、約2,500戸の大規模な住宅計画があるものの、現状では事業計画の詳細が不明なため、今後事業計画を把握し、事業計画を踏まえて具体的な対応を検討する必要がある。

(2) 対応策

- 戸手小学校
 - ・仮設校舎設置予定（H22年度8教室増設）
- 日吉小学校
 - ・内部転用による施設整備を検討
- 古川小学校
 - ・内部転用または増築等による施設整備を検討
- 新川崎F地区は、事業の進捗状況や周辺地域の人口・児童生徒数の動向等を調査・検証する。

3 小杉駅周辺地区

(1) 現状

- 小杉駅周辺地区では、再開発事業等によりタワー型マンションを中心に大規模かつ複数の共同住宅建設が進められており、児童が増加している。
- 今後、さらに小杉駅北側地区の再開発事業も計画されており、児童は著しく増加する見込みである。

(2) 対応策

- 小杉駅周辺地区全体の児童の増加に対応するため、開発動向を見極めながら新校設置の可能性も含め対応策を検討する。
- 上丸子小学校
 - ・仮設校舎設置済（H21年度3教室増設）
 - ・内部転用による施設整備を検討
- 下沼部小学校
 - ・仮設校舎設置済（H21年度4教室増設）
 - ・内部転用または増築等による施設整備を検討
- 今井小学校
 - ・増築予定（H21年度設計、H22年度工事、H23年度11教室増設）

4 子母口地区

(1) 現状

- 子母口小学校では、児童が増加し過大規模化が継続している。校庭に仮設校舎を設置しているため、学校施設が狭隘化している。
- 市営四方嶺住宅跡地地域で小学校整備や都市基盤整備に向けて、国及び関係機関と協議・調整を行っている。

(2) 対応策

- 子母口小学校
 - ・市営四方嶺住宅跡地地域に学校の分離新設

5 犬蔵地区

(1) 現状

- 犬蔵2丁目の土地区画整理地区を中心に中小規模の住宅供給が続き、就学先の犬蔵小学校で児童が増加している。今後も開発計画があり、さらに児童の増加が見込まれる。

(2) 対応策

- 犬蔵小学校
 - ・隣接地の取得予定（H21年度）
 - ・増築等による施設整備を検討

6 万福寺地区

(1) 現状

- 万福寺土地区画整理事業による大規模な共同住宅の建設に伴い、就学先の麻生小学校で児童が増加している。

(2) 対応策

- 麻生小学校
 - ・内部転用による施設整備を検討
 - ・通学区域変更の検討

7 その他地区

◇ 学校隣接地取得を伴う対応策を検討している学校

(1) 現状

- 久地小学校では、学区内における工場跡地への大規模な共同住宅建設等のため、児童が増加している。
- 黒川特定土地区画整理事業による大規模な住宅開発に伴い、就学先のはるひ野小学校で児童が増加している。

(2) 対応策

- 久地小学校 隣接地の取得を検討・増築等による施設整備を検討
- はるひ野小学校 隣接地の取得を検討・増築等による施設整備を検討
- ※ なお、隣接地の利用計画については、別途検討する。

◇ 施設整備での対応策を予定している学校

(1) 現状

- その他地区において、大規模な共同住宅建設や小中規模の共同住宅建設等のため、児童が増加し、また、今後の開発計画により増加が見込まれる学校がある。

(2) 対応策

- 旭町小学校
 - ・大規模改修工事予定 (H22 年度設計・工事、H23・24 年度工事、H25 年度供用開始)
 - 大谷戸小学校
 - ・仮設校舎設置予定 (H22 年度 6 教室増設)
 - 末長小学校
 - ・増築予定 (H21 年度設計、H22 年度工事、H23 年度 6 教室増設)
 - 東門前小学校
 - 幸町小学校
 - 苅宿小学校
 - 三田小学校
 - 片平小学校
- ・内部転用または増築等による施設整備を検討

◇別表 「当面の主な学校の対応策」一覧

区	学校名	対 応 策
川崎	渡田小学校	・仮設校舎設置済（H21年度4教室） ・増築等による施設整備を検討
	旭町小学校	・大規模改修工事予定 （H22年度 設計・工事、H23・24年度 工事、H25年度 供用開始）
	東門前小学校	・内部転用または増築等による施設整備を検討
幸	日吉小学校	・内部転用による施設整備を検討
	戸手小学校	・仮設校舎設置予定（H22年度8教室）
	古川小学校	・内部転用または増築等による施設整備を検討
	幸町小学校	・内部転用または増築等による施設整備を検討
中原	上丸子小学校	・仮設校舎設置済（H21年度3教室） ・内部転用による施設整備を検討
	下沼部小学校	・仮設校舎設置済（H21年度4教室） ・内部転用または増築等による施設整備を検討
	今井小学校	・増築予定（H21年度 設計、H22年度 工事、H23年度 11教室）
	荻宿小学校	・内部転用または増築等による対応を検討
	大谷戸小学校	・仮設校舎設置予定（H22年度6教室）
高津	子母口小学校	・市営四方嶺住宅跡地地域に学校の分離新設
	末長小学校	・増築予定（H21年度 設計、H22年度 工事、H23年度 6教室）
	久地小学校	・隣接地の取得を検討 ・増築等による施設整備を検討
宮前	犬蔵小学校	・隣接地の取得予定（H21年度） ・増築等による施設整備の検討
多摩	三田小学校	・内部転用または増築等による施設整備を検討
麻生	麻生小学校	・内部転用による施設整備を検討 ・通学区域変更を検討
	はるひ野小学校	・隣接地の取得を検討 ・増築等による施設整備を検討
	片平小学校	・内部転用または増築等による施設整備を検討

IV 今後の取り組み

児童生徒増加への対策を検討する上で、児童生徒数の将来予測は重要な基礎資料となるため、これまでのデータの検証を行いながら、その精度の向上に努めていく必要がある。とりわけ、人口動態や住宅開発状況などについては引き続き現況調査・分析を行い、その結果を児童生徒数の将来予測に反映する。

学校や地域を単位とした具体的な対応策については、本編にまとめた基本的な考え方に基づくとともに、各地域、各学校の状況も十分に調査分析した上で、その実情に応じた方針を検討し、実施する。

本対策の中心となる学校施設の整備、通学区域の見直し、学校の分離新設は、いずれも地域住民の生活や本市施策との関連が深いものとなっている。そのため、課題への対応策、緊急度、事業規模については全庁的な観点から検討を行い、本市における子どもたちの教育の機会均等と水準の安定的な確保を図っていくものとする。

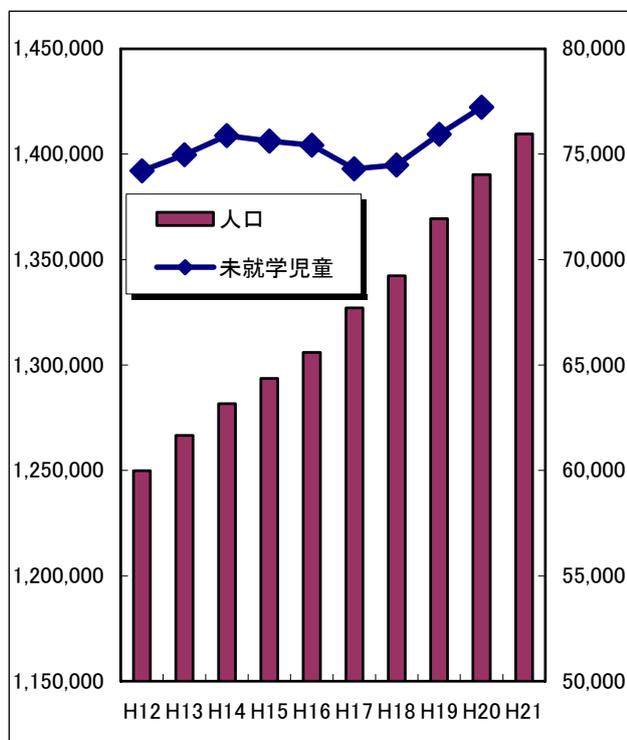
平成 20 年中ごろまでの数年間は、好調な経済市況や消費者の高い住宅購入意欲に支えられ、本市においても多くの住宅開発が行われてきた。こうした堅調な住宅開発を背景に、市外からの人口流入は高い比率を見せ、人口の増加、ひいては児童生徒の増加につながっていた。

しかし平成 20 年秋以降は、世界的な景気後退を受けて国内での経済状況が不安定となり、雇用の縮小、住宅開発事業者の倒産などもあいまって住宅市況も低迷している。本市内においても、想定されていた住宅計画が中止や延期になるなどの影響が見られている。こうした住宅市況の低迷がいつまで続くのかは不透明であるが、国の経済対策による効果や本市が持つ潜在的な高いポテンシャルを要因として、比較的早期に住宅市況が回復し、再度大量の住宅供給が行われることも考えられる。そのため、今後も住宅開発動向や販売市況などを十分に注視しながら、調査・分析を重ね対応策の見直しを図り、良好な教育環境の整備推進に取り組んでいく必要がある。

人口・未就学児童の推移及び児童生徒数の推移

資料

表1 人口・未就学児童



(人)

年度	人口	未就学児童数	児童数	生徒数
H12	1,249,905	74,205	61,589	26,020
H13	1,266,611	74,978	62,428	25,530
H14	1,281,706	75,873	63,608	25,023
H15	1,293,618	75,621	64,749	24,566
H16	1,306,021	75,428	65,545	24,488
H17	1,327,011	74,307	66,420	24,947
H18	1,342,262	74,484	67,245	25,216
H19	1,369,443	75,951	68,062	25,970
H20	1,390,270	77,223	69,231	26,281
H21	1,409,558	79,110	69,923	26,966

※ 人口・未就学児童数は各年度10月1日現在。
 ※ 児童数・生徒数は各年度5月1日現在。

表2 児童数(小学校)

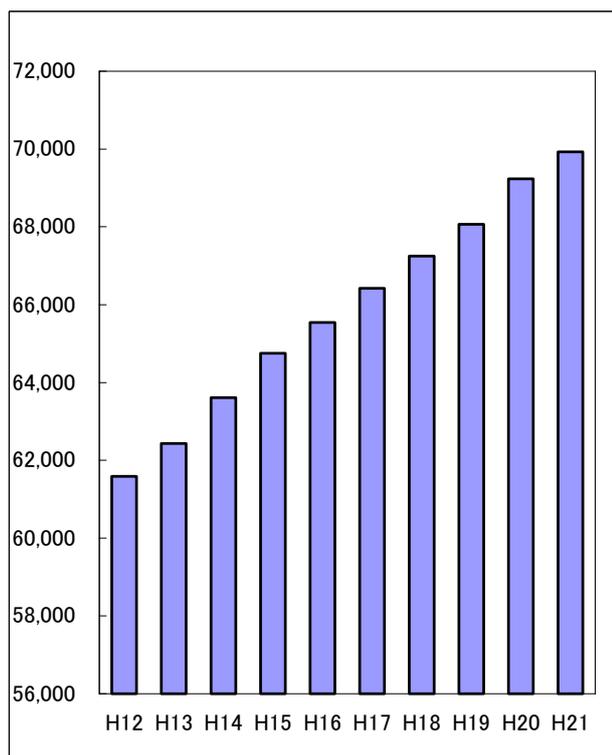
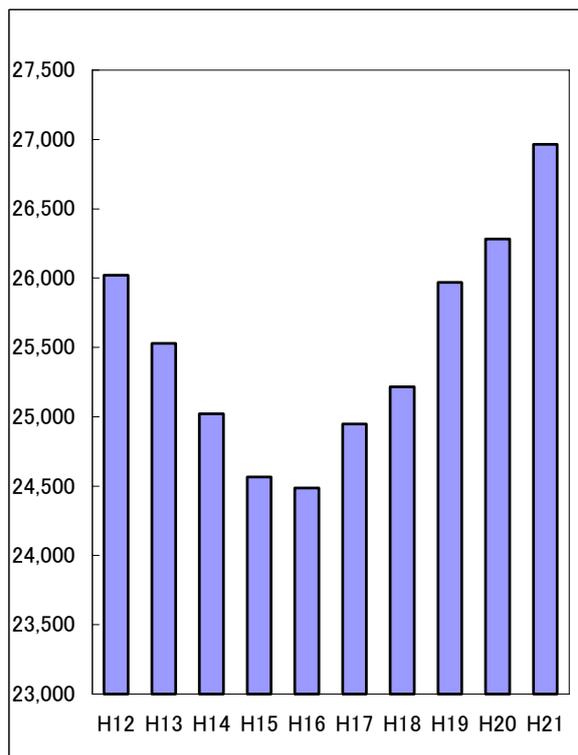


表3 生徒数(中学校)



川崎市教育環境整備推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 子どもたちの教育の機会均等と水準の安定的な確保を図り、良好な教育環境の整備の推進を目的として、川崎市教育環境整備推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 推進会議は、良好な教育環境の整備に係る次の事項について検討するものとする。

- (1) 計画的な学校施設の整備について
- (2) 通学区域の見直し等について
- (3) その他良好な教育環境の整備等に必要な事項について

(組織)

第3条 推進会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務局長
 - (2) 総合企画局長
 - (3) 財政局長
 - (4) 市民・こども局こども本部長
 - (5) まちづくり局長
 - (6) 建設局長
 - (7) 教育長

(会議等)

第4条 推進会議は、委員長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 3 推進会議は、必要があると認めるときは、区長等関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討部会)

第5条 推進会議は、教育環境の整備に係る調査検討を行うため、検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、別表1の職員をもって組織する。
- 3 検討部会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議及び検討部会の庶務は、教育委員会総務部企画課において処理する。

附則 この要綱は、平成20年9月3日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

総務局行財政改革室長
総合企画局都市経営部長
総合企画局自治政策部長
総合企画局都市経営部長企画調整課長
財政局財政部長
財政局財政部財政課長
市民・こども局こども支援部長
まちづくり局市街地開発部長
まちづくり局総務部企画課長
建設局土木建設部長
教育委員会総務部長
教育委員会教育環境整備推進室長